

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」及び「都市再生基本方針の一部変更」等について（概要）

1. 都市再生緊急整備地域の新規指定等について

都市再生緊急整備地域について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第5条第1項に基づく地方公共団体からの指定に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、都市再生緊急整備地域の新規指定及び地域整備方針の変更等を行う。

（1）新規指定案について

自治体名	都市再生緊急整備地域名	面積
大阪市	新大阪駅周辺地域	114ha

新大阪駅周辺地域は、新幹線や在来線のターミナル駅である新大阪駅を中心とした地域である。新大阪駅は、新御堂筋と直通する交通広場を有しており、今後は更に新大阪連絡線、北陸新幹線、リニア中央新幹線等の接続が予定されている。そうした状況の中で、新大阪駅周辺地域における都市開発事業等の機運は高まっており、国・自治体・事業者が一体となった取組を促進するため、都市再生緊急整備地域として新規指定する。

（2）評価書案について

指定後一定期間を経過した地域において、上位計画等における位置づけや都市開発事業等の進捗状況、整備効果等の評価を行い、今回の評価対象である28地域の地域指定を継続することとする。

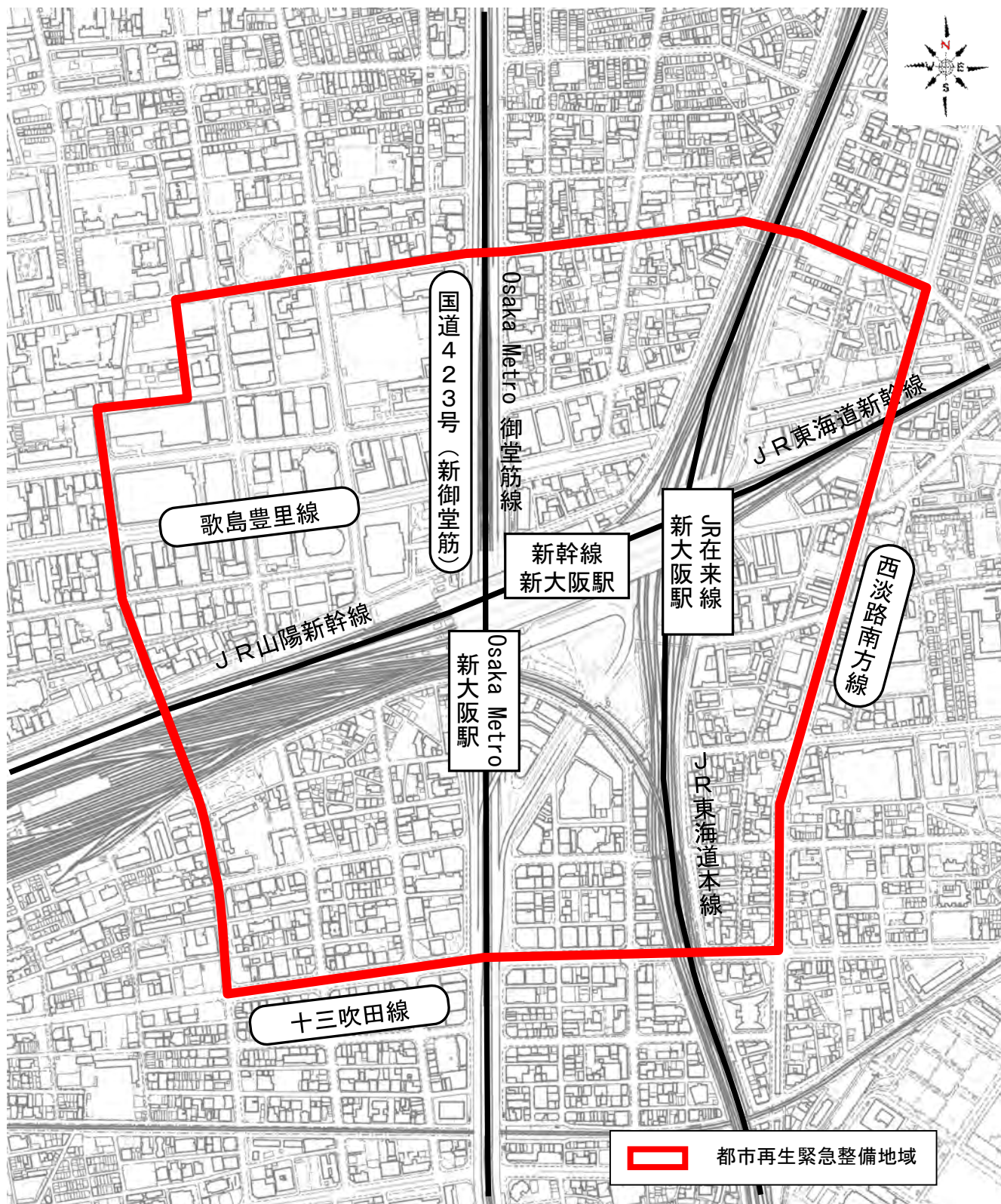
（3）地域整備方針の変更案について

都市開発事業に関する計画策定等に伴い、東京都心・臨海地域、池袋駅周辺地域、浜川崎駅周辺地域、京都駅周辺地域、小倉駅周辺地域の5地域において、地域整備方針の変更を行う。

2. 都市再生基本方針の一部変更案について

都市再生基本方針について、前回改正の令和2年9月から都市を取り巻く環境は大きく変容しており、また、デジタル田園都市国家構想等の新たな政府方針が策定されたことに伴い、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第14条第6項に基づき所要の改正を行う。

# 新大阪駅周辺地域 <114ha> 区域図



0 500m 1000m